（様式第35号）（法第62条第１号の業務を行う場合）

別　　紙

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

 当○○は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

　　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

　　以上のことについて、誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ 以下「暴力団員等」という。）である。

２ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。

３　法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

４　法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。

５　暴力団員等がその事業活動を支配する者である。

６　法人等の役員等が成年被後見人又は被保佐人である。

７　法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。

８　法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む）である。

９　法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第１項又は第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）である。

10　法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する。

11　法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の３第７項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第１項（同法第24条第２項、第24条の２第２項、第24条の３第２項、第24条の４第２項、第24条の５第２項及び第24条の６において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である。

法人の住所

法人の名称

代表者氏名